

北宋の過税制度

幸, 徹

<https://doi.org/10.15017/2334006>

出版情報 : 史淵. 83, pp.81-105, 1960-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



北宋の過税制度

幸

徹

目次

序言

一、過税制に関する従来の解釈と疑問

二、一州一徵過税制度の有無考証

三、一州一徵過税制度の実態

結語

兩税法以来、坐賣に対する課税は戸対象資産対応の原則に立つ兩税法がそのまま適用されたが、客販を主とする客商に対する課税は、その対象資産が戸の在籍地で把握し難い関係上、販売商品資産を対象としてその流通過程に於いて徴収する事となる。かくして設定された主として客商の流通商品を対象とする税が商税である。五代以来、商税には二通りの呼称のものが現われ、搬入し来つた都市で販売する場合には、坐賣の兩税負担額との平衡を考慮した住税が徴収され、販売都市までの輸送途次の都市や交通要衝等では過税が徴収される。時人は此の二通りの商税に就いて、住税は販売利益があるから当然の課税であるが、過税は商品が移動しただけで利益も不明なのにそれを徴収するのは不当だとの説を述べてい

る。例えば、馬端臨は文献通考征權考一の按文の中で、牛馬の通過税を論評し、「按、鬻売而有税理也。經過而有税非理也。觀此則其來已久。而牛畜之外、餘物俱有過税。商旅安得願出其塗乎」と過税を非難している。思うに、住税は財政的必要性と課税の正当性が合致した妥当な課税であつたと見られるが、過税の方は財政的必要性的のみが強調された悪税としての性格を有するものであつたと云えよう。古来、通過税は洋の東西を問わず悪税であつた場合が多いのであるが。拙稿は、此の悪税としての性格を有する過税に就いて、中央集権統一王朝たる北宋時代に於いては、少くともその害を緩和すべき何等かの過税制限の制度が成立していたのではないかと考察するものである。

一、過税制に関する従来解釈と疑問

都市内に於ける客商の販売商品を対象とする住税や、城門・橋梁・関・堰埭・津渡・州境等に於ける通過商品を対象とする過税の起原は、課税方法としては古代に遡るものであるが、それが「住税」「過税」と呼称される税目になつたのは五代からである。北宋は、此の課税方法を何等かの形で整備したものである。此の宋代の住税・過税の制度即ち商税制度に就いては、加藤繁博士の総合的研究があり、此の制度の大綱は容易に窺える所となつて⁽¹⁾いる。又、最近梅原郁氏も「宋代商税制度補説」を出され、加藤博士の遺された大綱の支脈を掘り下げて研究し、殊に住税の諸様態の合理的解釈に新説を出して⁽²⁾いられる。商税制度の静態的構造の大系は凡そ究明されたと言えよう。しかしながら、中国内地の商品移動の実情を商税制度と商税史料を通じて間接的にでも追求しようとする、商税制度に就いて疑問な点が湧いて来て、特に過税制度に就いて甚だしい。よつて先づ従来明らかにされた過税制度に就いて簡単に述べ、併せてその疑問点を挙げよう。

過税はどのように徴収されていたか。宋史食貨志はその大綱に就いては、「商税。凡州縣皆置務。關鎮亦或有之。

……(中略)……、行者齋貨。謂之過稅。每千錢算二十。居者市鬻。謂之住稅。每千錢算三十。大約如此。然無定制」と述べているだけである。此の記事から見ると国内の州治・県治・鎮など大小都市の大部分や関などの交通要衝に商稅徵收の爲の商稅務が置かれていて、商人がその商稅務を通過する度に、その持參商品の價格に対し大略千分の二十の過稅を徵收していたように解される。又、宋会要輯稿食貨一五の全国都市に渉る商稅額統計にも、都城・府城・州城・県・関・鎮等の商稅額の外に、行政單位にもならぬ市・鋪・店・駅・村・岸・庄・口等の小村落都市の商稅額が事細かに記載されているのを見る。宋史の商稅制大綱と宋会要の此の詳細な商稅額統計とを参照すると、一見、過稅は都城・州・県等の大都市を始め、村落都市に至るまで、商品が通過する度に徵收されたように考えられる。悪くすると、商人は一州内を通過しただけで、一ヶ所の州治稅務の過稅や數ヶ所の県治稅務の過稅や更には數ヶ所の鎮以下小都市稅務の過稅等を多數回に涉つて徵收されるのではないかとの幻想に陥る。一州内を通過する道路の沿線には、大抵州治稅務を始め十ヶ所近くの稅務があるから、商品は一州を通過しただけで二割前後の過稅を徵收されることとなり、數州も移動すれば、過稅だけで商品價格が二倍になるわけである。かくも重い過稅で商品が動けるであろうか。しかしながら、此の過稅過重の懸念は杞憂で、實際は小村落都市稅務には住稅徵收専門のものが多いらしく、従つて過稅徵收稅務は減少するわけであるから、ともかく一州通過だけで二割の過稅という事にはならなかつたようである。しかし、過稅を徵收する稅務がどの程度に一州内に分布していたのかは全く判明していない。

加藤博士は、此の過稅徵收の頻度に就いて、「州・県・鎮・市など各地方の大小都市に場務が設けられ、商人は通常幾處かの場務を通過し、従つて同じ物貨に対して幾たびか過稅を徵收せられたのである」と述べられているだけであるから、過稅徵收の頻度に就いてはどの程度まで考えられていたのか正確にはわからないが、「市」などの小都市を挙げられ、且つ「幾處かの場務」「幾たびか過稅」と述べられている点を見ると、此の慎重な表現にも拘わらず、一州内通過だけで相当

回数⁽⁴⁾の過税を徴収されるものと漠然と考慮されていたものと思われる。青山教授も「関津」を中心とされる商税の研究に於いて、「過税は関・津・州・県・鎮・鋪等を通して商品に課されたもの」と述べられ、更に関津等の交通要衝や鋪等の小都市を例として加えていられる点から見ると、加藤博士にならつて、過税徴収の頻度に就いてはそう深く考えていらなかつたものと思われる。又、明代の商税を研究された佐久間氏も、此の点に就いては考慮されていない。最近発表の梅原氏の説では、此の過税頻度過重の問題を過税一括納入の方法たる「長引制度」の税額割引の実施によつて緩和した一例を挙げていられるが、此は限られた商品や限られた地域からの遠方輸送の為に特に方便として取られた措置であり、長引の多くは通過税務の過税額を割引無しに合計した総額を支払うものである事を参照すると、此の一般的な過税頻度過重問題を説明する鍵にはならないものである。

實際、全国内の過税徴収の頻度、即ちち分解すれば、一州内の過税徴収の回数ほどの程度のものであつたらうか。大小都市を問わず税務の有る所はすべて過税を徴収していたのか。或いは鎮以上、又は県以上の税務のみに過税徴収を制限していたのか。或いはもつと外の過税徴収制限の制度があつたのか。此の過税制度の核心となる頻度の点に就いて判明しない限り、過税徴収頻度過重の幻想の霧は晴れない。

此の過税頻度の疑問を掘下げると同時に、問題点を縮少し且つ問題解決の手掛りとしても役立つ具体的な例として宋会要の商税額統計を分析してみよう。此の検討から過税徴収税務分布の状態を見出そうとするのである。商税額は住税と過税とから構成されるので、先づその兩者を分割する必要があるが、過税だけを抽出して税務毎に比較するのは当面不可能であるから、過税が大きな影響を与えていると思われる商税務の税額を取上げる。それには重要交通路線上の税務の税額が最も適當である。何故なら、此れ等の交通路線上の都市税務に於いては、その都市内で販売される商品の住税よりも、その都市を通過する商品の過税の比重が重くなるから、最も端的に過税の影響を商税額の面に表わす筈だからである。極

(第一表) 汴河路沿線諸都市商税額表

(熙寧十年統計・文以下四捨五入)

都市名	所属する州名	商税額	備考
泗州	泗州	21,682	州治汴河に沿わず
虹州	宿州	2,043	
靈壁	州	2,157	
静安鎮	州	666	
蕪州	州	607	
宿州	州	15,079	
柳子鎮	州	871	
臨渙	州	1,539	
永城	亳州	7,570	
鄆州	州	877	
鄆陽鎮	州	392	
下邑	南京府	1,539	
穀熟	州	1,675	
南京府	州	27,886	
寧陵	州	3,723	
襄邑	開封府	7,815	
雍邱	州	13,527	
陳留	州	6,768	
都城	州	402,379	

端に言えば、若し交通路線に沿う過税徴収税務が鎮以上であるならば、都市規模の格差による州治・県治・鎮等の間の住税額の差は相当大きいであろうが、それにも拘わらず、一貫して交通路線を通過する大量商品の過税額が州治・県治・鎮等で同額に近い為め、過税額が相当な都市間住税額の差を圧して、その結果交通路線上の諸都市では比較的一貫した商税額が並びそうなものだと考えられる。又、若し過税徴収税務が県治以上であるならば、その時は県治以上の都市税務の商税額の間と比較的一貫した税額が並ぶものと考えられる。そこで交通路線として北宋時代中国南北交通の大動脈たる汴河路の沿線諸都市商税額を取上げる。此の商税額の分析によつて、過税が商税額全体に与える影響がどの程度の都市に大きく現われるかが判明し、従つて過税徴収はどの程度の都市税務で行われていた頻度のものなのかを見出し得ると思う。汴河路沿線諸都市の商税額を南から北へ表示すると第一表の通りである。

此の表を見ると、商税額は州治・県治・鎮の順序で落差が甚だしいのに気附く。県治の税額は大県たる開封府内の諸県や亳州の永城県を除くと、他は凡そ年額千五百貫から二千貫程度のものである。それに対して州治の税額は一万五千貫から二万貫以上で、県治税額の十倍にも達している。鎮に至つては更に少い。これでは、初に予想したような鎮以上諸都市商税額の過税による一貫性や、県以上諸都市商税額の一貫性等は全く見出し得ない。見出せるのは州治毎・県治毎の一貫性だけで、それ等の額は甚だしい落差で断絶している。此の落差は何と解釈すべきであろうか。過税徴収税務は鎮以上であるとか県以上であるとか、過税徴収の頻度に関する手掛りは俄に出て来そうもない。

しかしながら、鎮或いは県以上の都市税務が商品通過の度び毎に過税を徴収したとする従来の漠然とした過税解釈を前提とすると、此の表により手掛りとなる問題点が二つ見出される。(一)は州治税務の県治税務に対する十倍の税額は、主に住税によるものと解する外ないが、それで妥当かという問題であり、(二)は年額平均千五百貫の県治税務税額の一貫性を基準として、過税徴収税務を県治以上に固定出来ないかという問題である。先づ、州治の県治に対する十倍の税額が州治で販売消費される商品の住税により得られたものであるかに就いて考察すると、此の爲めには、(1)州治の人口と商品消費量は県治の十倍以上に達していなければならぬ。(2)州治で販売消費される商品は汴河に沿つた他の州県税務を通過したものはなく、州治の周囲や汴河の背後地から流入したものでなければならぬ。(3)汴河背後地より州治に流入する商品量に比べ、汴河路を一貫して通過する商品量は1/10程度以下でなければならぬ。という三つの条件が満たされねばならない。ところが、(1)の条件に至つては、自ら汴河路の重要性を背後地交通路線以下に落とすもので全く認め難い。此のように考察してみると、州治の税額が県治の十倍に達しているのは、州治の住税によるものとは到底考え難い事がわかる。住税で無いとすれば過税の筈であり、それは何故かという問題が残る。次は県治税務平均税額千五百貫を基準として、過税徴収税務を少くとも県治税務以上に固定出来ないかという問題である。県治税務の平均税額千五百貫は、勿論その中に県治内販

売商品の住税を相当含むものであるが、一步譲つて此の税額を一応過税中心であつたと見做すと、その税額の逆算から、県治を通過し且つ汴河路を一貫して通過した商品の総価格が算出される。即ち、汴河路通過商品の総価格は、

$$[(1500 - \alpha) \times \frac{1000}{20} \wedge 75,000] \text{ の式で計算される。} \alpha \text{ は住税額を示し、} 1000/20 \text{ は過税率の逆数である。住税額が}$$

多ければ、通過商品の総価格は遙に少くなる。今、最大に譲歩して、住税額を0として一日当りの汴河路通過商品価格を算定すると、〔75,000 + 35 〓〕で二百貫強となる。此の数字は非課税品を除く商品の額であるが、長引法による商税額は含むものである。⁽⁶⁾ 一日にして片道僅か百貫の商品流通、絹なら一人で担いで行ける商品通過額で、汴河路が南北交通の大動脈と言えるであろうか。此のように考察してみると、汴河路には州治・県治・鎮等の商税務があるが、県治税務ですらも通過商品に対して過税を徴収していたとは考え難いという結論が出て来るのである。県治で過税を徴収しないとすると、これは宋史の商税記述等を基とする従来の過税解釈に反する大きな問題点である。

要するに、宋会要商税額統計を汴河路沿線諸都市税額に就いて検討してみると、州治税務の過大な税額に就いては、それが住税によるものとは考えられないという事と、県治の少い税額に就いては、商品が税務を通過する度に過税を徴収されていたとは考え難いという二つの大きな結論が導き出された。此の州治税額の過大と県治税額の過少という現象から見出された二つの結論は、どのように結び合わされどのように解釈されるべきものであろうか。簡言すると、通過商品の過税は県治以下税務では徴収されず、州治税務で徴収されていたという色彩が濃厚である。

二、一州一徵過税制度の有無考証

北宋過税の疑問点を追求した過程を振り返つてみると、過税徴収頻度という問題の解決の爲めには、宋史食貨志の「商税。凡州縣皆置務。關鎮亦或有之」との間接的略述記事を考察の基礎としていたのでは駄目で、宋会要食貨の商税統計の

分析の外にも、もつと直接的史料によつて考察する必要がある事は明きらかであろう。その第一の手掛りとなる史料として、宋会要食貨一七商稅雜錄淳化二年二月二十日の記事を掲げよう。

詔、楊潤常三州、商稅取算外、境上又倍征者、自今止得一度收稅。

とあるのがそれである。此の記事は、水路商販の船舶が楊・潤・常州等の商稅を納入し、次いで他州に出ようとすると、それらの州の境界にある商稅務で又商稅を徵收される状態を述べ、一州毎に併せて二度も徵稅されては利益が少いから、今後は只一度だけ商稅を徵收するようにせよと命令したものである。此の二度の商稅の中には「抽解」も含まれるかと考えられるが、南海貿易品の抽解は市舶司で徵收され、内地商品の抽解は竹木・炭等に限定されているから、二度とも過稅が主たるものに相違ない。従來の解釈に従えば、過稅なら商稅務の有る所で商品の通過する度に毎に徵收すべきものであるから、此の三州とても、州治稅務や州境に近い具鎮稅務で二度や三度位過稅を徵收しても当然である筈である。而るに此の詔は「自今止得一度收稅」として只一度だけ過稅を徵收するように命じている。而も此の只一度とは、各州共一州内一度だけ過稅徵收する意味に解する外はない。先頃より宋会要商稅額統計を検討して、おぼろ気ながら推察された事ではあるが、此の記事は正に過稅を一州一徵に制限した史料でなくて何であろう。詔には特例のものも間々あるが、それにしても従來の過稅概念とは何と異なる過稅制限の措置ではなからうか。淳化二年とは北宋初期であり、外にも此のような過稅制限の記事が北宋初期に散見される点から見れば、北宋の過稅制限制度への着手は極く初期から行われていた事が窺える。

此の一州一徵過稅制度の設定を背景にして北宋の過稅史料を見ると、従來の過稅解釈では不可思議な霧に包まれていた事実が鮮かに浮かび上つて来る点が多い。その良い例は、第一章で考察した汴河路商稅額表に於ける州治稅務の過大稅額と県治以下稅務の過少稅額との現象で、これは州治のみで一州内の過稅を徵收し県治以下では徵收しないという一州一徵原則を取入れて解釈すると、その疑問点は全く合理的に理解出来る。例外としての亳州永城県については後述する。では、

今までの検討で明きらかに存在していたと思われる北宋の一州一徵過税制度の存在の有無を諸方面より考察しよう。

北宋の過税が一州一徵原則であつた事を大綱解說的に述べた史料は、管見の所、見当らない。しかし、一州一徵であつた事を示す事実的個別的な史料は相当ある。その中でも、都城所在地たる開封府の一府一徵過税原則を詳細且つ明確に伝えた記事が特に優れている。即ち、宋会要食貨一七商稅雜錄天聖六年七月の記事に

詔、自今民販生鉄器上京、所經⁷ 州鎮依諸雜物例闕報、上京送納稅錢。若止於府界⁷ 州鎮貨売、並令本州收納過稅給付公引、至所到州鎮住売、別收住稅。時有商人自磁州販鬻鉄器經過府界諸州。而無牧稅之例。故商稅院言而条約之。

とあるのが好個の史料である。此の記事に就いて説明すると、河北の磁州から生鉄の器物を携えて開封府へ販売に来る商人に対する商稅の徵收方法が述べられているのであるが、特に注目すべき事として、開封府に入つて来る商品には二通りの過稅徵收方法があつた事がわかる点である。その第一のものは、「民販生鉄器上京、所經州鎮依諸雜物例闕報、上京送納稅錢」の文でわかるように、入つて来る鉄器が最初から開封府内の而も都城内のみで販売されるものである事が判明している場合で、通過する開封府内の州鎮稅務では過稅を徵收せず、通過した商人の姓名や鉄器の數量等を都城商稅院に通報し、やがて鉄器が都城に到着した際に開封府の過稅を徵收する方法である。勿論此の場合には、過稅と併せて都城の住稅をも徵收する。又、第二のものは、「若止於府界州鎮貨売、並令本州收納過稅給付公引、至所到州鎮住売、別收住稅」の文でわかるように、鉄器が都城内ではなく開封府内州鎮で売られる場合で、此の時には、鉄器の經過する開封府内の最初の州に於いて開封府の過稅を徵收し、過稅徵收済証明書としての公引を給付する方法である。此の場合には商人は一度過稅を納入しているのであるから、開封府内ではどの州鎮に於いてもその中で販売する鉄器の住稅だけを納入しさえすれば自由⁷ に販売出来るわけで、たとえ都城内に入つても住稅さえ納入すれば良いものと思われる。要するに、開封府内の流入商品に対する過稅徵收方法には、商品の移動状態を探知する闕報手續を経た都城內徵收と、開封府境州鎮に於ける即

時徴収との二通りのものがあり、商人はそのどちらか一方の過税納入手続を一度だけ果しさえすれば良いので、決して府境と都城との二度に涉つて過税を徴収される事は無い。勿論、開封府内の多数の県鎮商稅務を通過する度に幾度でも過税を徴収されるという事は絶対に無い。此の府内一徴過税の原則は、滋州からの生鉄器だけに適用されたのではなく、「依諸雜物例」の句で明らかな如く、専売品を除く他の一般商品を対象として従前から行われていた府内一徴原則であったという点に特に注目すべきである。

以上考察した事によつて、開封府に於いては北宋の初期から一徴制度が行われていた事が判明したと思う。此の一徴制度は都城の所在地ばかりでなく、それを模範として全国の州に於いても行われ、一州一徴過税制度とも称さるべきものである。此の章の初めに掲げた楊潤常三州の過税記事は、一徴制度地方普及の好個の例で、州城過税と州境鎮過税とが何等かの関係で重複していたのを開封府に倣つて一州一徴に改めようとしたものと思われる。此の楊潤常三州等のような広大な水路を有する州は、とかく過税が重複し易かつたようで、宋会要食貨一七商稅雜錄天禧元年十一月の条には、先の淳化二年の指示にも拘わらず、依然として此の地方には一州二度の過税が徴収されていたようが見え、再び一州一徴たる事が指示されている。

駕部員外郎張紳言、泛海客旅、於潤州及住程州軍兩次納稅錢。必恐興販少利。乞下兩浙轉運司、如行船不經沿路地分、只納一處稅錢。從之。

とある記事がそうで、海路より河川を経て販売する中国或いは外国の商人は、船舶を停める路次の「潤州及住程州軍」に於いて夫々一州内二度づつの商稅を納入し利益少い事實を述べ、此れを他の「行船不經沿路地分」即ち陸路地分に倣つて一州一度過税にしたいと請い許可されているのである。此の記事の「只納一處稅錢」とある句の意味を、潤州及住程州軍數州分の過税を併せて二度納入していたのを數州分併せて一度にしたと解釈するのは無理で、淳化二年の例から見て、

一州二度づつの過税を一度づつにしたと解釈する外ない。又、「如行船不經沿路地分」とある句を「行船經ざる沿路地分の如きは」と読み、行船が停泊せずして通過する州の意味にとつて、通過した州のみ一州一徴とし、停泊した州は二徴のまま残されたと解釈するのは無理で、此の句は「行船經ざる沿路地分の如く」と読み、行船の經過しない地分即ち陸路地分のように一徴としたと解釈すべきであろう。何故一州二徴であつたのか、その理由は先にも考えたが第三章でも触れてみたい。ともかく、此の請によつて、一州一徴過税原則が潤州等にも再確認されたばかりではなく、その他の陸路地の州に於いても一律に実施されていた事が窺える。

一徴制度は、先掲の開封府過税史料でもわかるように、徵稅濟証明書としての役割をも果す公拋(こ)の制度によつて裏打ちされたものであり、商人が公拋を所有していない場合には容易に脱稅である事が識別出来るようになっていた。而も此の公拋は一徴制度に立脚して、一州單位が普通のものであつたと思われる。此の一州單位公拋の檢認の面からも一徴制度の施行が窺えるものとして宋会要食貨一七商稅雜錄天禧五年九月の記事がある。即ち、

免夔州買銀稅錢。先是本州買上供銀。旧例商人齎銀入城者、每面稅錢四百五十文足。如無隣州公引、即倍稅之。以是商人罕復販鬻而所買殊少。轉運使以為請、而有是命。

とあつて、銀を産出しないと思われる夔州城での銀買上げに当り。当然周辺諸州から流入する銀に隣州の公引が無い場合、隣州の脱稅品と見為して「倍稅」を課した記事であるが、ここには「隣州公引」とあつて、過稅が一州單位の公拋によつて一州一徴たる事を保証されているのを見出す。

一般的に一徴制度が行われていた事は、数州を一貫して通過する商品の過稅徵收狀態を述べた記事を通じて、通過した過稅徵收稅務の数を数える事によつても間接的に証明し得る。淨德集卷三奏乞罷權名山等三處茶以廣德澤亦不闕備邊之費狀に、二千五百万斤に上る四川茶の官売を止めて通商とし、官売相当の利益を茶の通商による商稅收入によつて補はん事

を請い、「三千里之内、所謂住税翻税過税者、亦可得五十萬貫」と述べているが、その原注に、

旧例住税每斤六文、客人買出翻税每斤六文。兩項可得二十五萬貫。所過場務遠者十處、近者三兩處、再遠者四五處。過税每斤収二文。五場共計十文。又可得二十五萬貫。

とあつて、四川茶の販途で遠いものは十処の税務を通過すると述べているのが重要な点である。四川茶の宋朝領域内販路で通商時代最も遠いのは陝西地方であつた事は著名な事実であるから、此の名山茶場の所在地たる雅州名山県から陝西に入るまでの沿路州数を数えてみると、雅・眉・成都・漢・綿・劍・利・興元の順で、陝西の入口たる興元府まで八州であり、「所過場務遠者十處」の文とほぼ合致する。此の四川通商茶通過税務の数という事実から見ると、四川に於いても一徴制度が行われていた事は疑い得ない事実である。

同様に通過税務数を数え得る記事として、宋会要食貨一七商税雜錄天聖七年正月の詳細な記事がある。これは長文なものであるが、一徴制度の実情を示す点に於いて、先掲の開封府鉄器過税の記事と並んで決定的に重要なので詳考する。即ち

准南江浙荆湖制置司言、「眞楚州高郵軍狀、『客人執在京權貨務公憑并無為軍權貨務文帖算買茶貨、借路下泗眞楊等州税錢、入汴上京、虧却逐務課利。』勘会、客人算買山場權務茶貨、元無借條。始因大中祥符中客人買販斬口洗馬石橋太湖茶貨、到盧州泥水阻滯車牛、權令軋江船般、借路取眞楊州高郵軍楚泗州經過、只納旧路盧壽等卅一路税錢。後來客人援例借汴路上京。乞下三司定奪、或與於眞楊州高郵軍楚泗宿州亳州永城南京稅務合牧稅錢減放錢數、令客人正納經過場務稅錢、更不立借路名目。』三司看詳、「欲乞、自今客人販売斬口太湖洗馬石橋無為軍等五處場務茶貨、如取西路盧壽正陽等州軍上京、並令依旧送納本路稅錢。或若水路船般軋江下來、取東路眞楊州高郵軍楚泗州宿州亳州南京經過上京者、依販売漢陽權務等處茶例、並依經過去處正收稅錢、更不立借路名目、依元日限於在京權貨務送納。」從

之。

とある記事である。此の記事解釈の爲めに知つておくべき背景として次の事柄が必要である。(1)当時の茶の通商法では長引制度が行われ、通過税務の過税は一括して都城商税院に後払い納入していたこと。(2)通過税務に於いてはその税務の税額を長引に記入するだけで、過税錢そのものは直接徴収出来ないが、過税額そのものは、本来ならば該税務で徴収さるべきものとして、該税務の年間徴収税額の中に算入され、その増減を以て税務官吏の成績査定を行つていた事。(3)江南地方より都城に至るには水路たる東路と陸路を含む西路との二道があり、東路は揚子江を離れてから、真州・揚州・高郵軍・楚州・泗州・宿州・亳州・南京府の八州を通過して開封府に達し、西路は無爲軍より盧州・寿州・潁州・陳州の四州を通過して開封府に達する事。此等の背景に立つて先づ此の記事内容を考え、その上で過税考察に特に必要な部分を検討する。理解に便宜な順序で記事内容を整理すると、(1)無爲軍等五処茶場の茶を運送する商人は、初期には揚子江北岸の無爲軍より直ちに北行する西路を通過していたが、大中祥符中より陸路の難行を酌んだ政府の特別配慮によつて、揚子江を東行して真州に入る東路を利用してその過税は西路の数少い州の税務分を一括都城に納入するだけで良いと認められていた。西路は四州に跨るだけであるが、東路は八州に跨るから、東路を利用してながら西路分の過税納入で良いのは相当な利益である。勿論、東路を利用した西路分の税額は西路四州税務の徴税額として認められ、東路八州税務の徴税額とはならない。(2)東路を通過しながら西路分過税だけで良いという「借路名目」の特典利用は、やがて元来から東路を利用して茶商人の間に拡まる。その結果、東路八州税務の茶の過税は急速に減少し、借路名目によつて西路税務の徴税額に算入されて東路と西路税務間の商税徴収成績査定の上に不平等を来し、かくの如く制置茶塩司を介して弊害の打開策を上言せしめる。(3)制置茶塩司は、借路名目の弊害を除くべく、東路八州税務の過税額を割引しても良いから、とにかく借路名目

を止め、東路通過の茶商には東路稅務分過税を都商稅院に一括納入させ、東路八州稅務の稅額を確保させて欲しいと上言する。(三)三司は制置茶塩司の上言を検討した結果、西路通過は従前のままで問題ないとし、東路に就いては茶塩司の要望通り一切借路名目を廢止して八州稅務の過税を都城で一括納入させ、而も全く割引を認めないことを決定した。割引を認めなかつたのは、無為軍よりも遙か揚子江上流の漢陽軍權貨務の茶でも、その多数の通過稅務の過税を割引く事を認めていないからである。という内容である。

此の長文記事の中で特に重要な点は、西路には「盧・寿・正陽等州軍」の稅務があり、東路には「眞・楊州・高郵軍・楚・泗・宿州・『亳州永城』・南京」等の稅務があつたという記述である。此れ等の稅務は、一見州内に於ける有名な稅務として各州内に含まれる沿路數ヶ所の過稅務を一州毎にまとめた表現であるように思われる。しかし、此れ等の句を詳細に見ると、事實はそうでなく反つて此の句が一徵制度を証明する決定的な役割を果す事に氣附く。先づ第一に、東路の「亳州永城」とは亳州的州治城ではなく、亳州内の一県治である事が重要であり、第二に、西路の「正陽等州軍」とある正陽とは潁州潁上県内の一鎮である事が重要である。何故、此れ等の微々たる一県や一鎮が諸州と並んで記載されているのか。一州内數ヶ所の過稅務を代表するなら、当然亳州或いは潁州で良い筈である。此処に此の長文記事引用の要点がある。結論を先に述べると、永城県や正陽鎮は夫々その州内の交通要衝を占める為に、要衝より離れた州治から依託されて一州一徵過税を徵收し、その結果稅額も多額となり重要過稅務となつたからである。亳州の場合、州治は汴河から相当離れているし、潁州の場合には、州治は潁水の中流に位置するのに対し正陽鎮は寿州との境にあつて而も潁水と淮水との合流点に位置している事實が参照されねばならない。宋会要商稅額統計の稅額は、天聖七年の商稅額情勢とは相当かけ離れた熙寧十年のものであるが、それでも如実に此の事實を示している。

(第二表) 西路沿線諸都市商税額表

熙寧十年統計・文以下四捨五入

都市名	所属する州名	商税額	備考
無為軍	無為軍	20,041	
巢 県	"	3,010	
廬 州	廬 州	50,316	
慎 県	"	1,971	
寿 州	寿 州	17,551	
正陽鎮	穎 州	4,094	
穎上 県	"	1,934	
穎 州	"	3,916	
万寿 県	"	1,237	
項城 県	陳 州	1,750	
陳 州	"	19,534	
咸平 県	開封府	9,635	
陳留 県	"	6,768	
都 城	"	402,379	

此の表と先掲の第一表とを参照すると、第一表の亳州永城県と第二表の穎州正陽鎮との税額は、共に県や鎮の中小都市でありながら、県鎮税額の水準たる千五百貫前後を相当越えて、永城県は七千五百七十貫、正陽鎮は四千九十四貫の額に達している事を見出す。永城県の如きは州治税額の水準たる一万五千貫の半ばに達している。此の様な永城県や正陽鎮の商税額の特異性は、その所属する州内諸税務の税額と比較してみると更に顕著に現われる。即ち、第三表・第四表である。

第三表から見れば、永城県税務の税額は州治税務の税額を大幅に越えて州内第一位の額に達している事がわかるし、第

(第三表) 亳州内諸稅務商稅額表

稅務名	商稅額	備考
在城	4,377	
谷陽	564	
衛真	1,680	
鹿邑	4,547	
蒙城	1,785	
鄆城	877	
永城	7,570	
郟城	826	
蒙館	356	
鄆陽	392	
保安	271	
萊墻	254	

(第四表) 鄆州内諸稅務商稅額表

稅務名	商稅額	備考
在城	3,916	
沈邱	1,827	
万壽	1,237	
顛上	1,934	
斤溝	1,105	
漕口	506	
永寧	115	
正陽	4,094	
永安	1,252	
界○	836	
河會	1,927	
津門	176	
河渡	1,103	
王家	371	

四表から見れば、正陽鎮稅務の稅額も是れ亦州治稅務の稅額を凌駕して州内第一位の額に達している事がわかる。此れ等の永城県・正陽鎮稅務商稅額の対州外比較及び対州内比較から見れば、永城県と正陽鎮が交通要衝を占める稅務として、過税を多額に徴収していた事は明きらかであろう。而もその過税は、本来ならば他の諸州の如く、州治稅務の徴収すべき一州一徵過税であるが、州治稅務がその交通要衝に無いので、州治稅務からの依託の形で此れ等鎮稅務が徴収する事となり、遂には各々州の代表的過税に成長し、東路八州稅務や四路四州稅務として商人・官吏にその名を知られるようになり、かくの如く史料に列記されるに至つたと思われる。永城県や正陽鎮が一徵過税を徴収していた事実は考証されると、東路は八州八ヶ所稅務の過税、西路は四州四ヶ所稅務の過税を徴収し、一州一徵過税原則に則つていた事は此の史料の文句からも明きらかである。

以上の考察によつて、歙州を一貫して通過する商品の過税徴収税務の數と個々税務の実態とを調べる事によつて一徴制度が行われていた事実を証明し、併せて第一表に於いて何故毫州永城県だけが他県に比して税額が多いかという理由をも考察し得たと思う。宋会要商税額統計を見ると、永城県や正陽鎮のように一徴過税を徴収して税額の増大したと思われる県鎮以下税務は他にも相当多い。要するに一徴過税は州治を中心として徴収されるものが多いが、中には交通要衝にある県鎮以下税務に於いて徴収されるものも間々ある事が判明した。その他の県鎮以下税務の大部分は、過税を徴収せぬ住税専門の税務たる性格が極めて濃厚である事が窺える。しかし、此れから先の問題は一徴制度の内容に渉るものであるから後に考察する。

以上長々と述べ來つた事によつて、北宋時代には一徴制度が全面的に行われていた事が明きらかになつたと思う。しかし、北宋末から南宋になると、一州内諸税務相互の關係を介する有機的關係が失われ、税務は一州を単位として過税徴収を行わず、個々税務を単位として過税徴収を行う方向に動いたために、一徴原則は全く空文化し、北宋初期からの古い伝統ある税務という条件さえあれば、軒並に過税を徴収し得るようになってゐる。宋会要食貨一八商税雜錄乾道六年八月三日の条に

權江南東路轉運副使張松言、照對、沿江自蕪湖縣至采石鎮一州兩稅。實爲不便。又和州界有西采石。客旅往來一日之間、三過場務。刻剝太甚。緣太平州采石去州縣稍遠、乞將租額併歸蕪湖縣。從之。既而戶部言、采石稅務係慶歷間起置。經今一百六十五年、不曾併在蕪湖、……（中略）……、乞依祖宗成法。從之。

という記事があるのは、南宋過税の状態を示す好例であろう。蕪湖県税務と采石鎮税務の税額は宋会要熙寧十年商税統計に載つている限りでは、蕪湖一万三千貫強、采石鎮千三百貫強で、北宋時代に於いては、蕪湖県税務が一徴過税を徴収していたものと思われるが、南宋になると、百六十五年の昔から租宗によつて設置された税務という資格で、夫々独立して

重複過税を徴収していた事がわかる。此れを一州一徴にしようとの上奏があつたにも拘わらず、「依祖宗成法」を口実として兩者共重複過税のまま存置する結論になつたのは、北宋過税原則施行の実際を見失つた皮肉である。しかし、過税制の乱れた南宋にあつても、ともかく「一州兩税。實爲不便」と云わせたのは北宋の一徴原則の伝統を示すのに充分である。又、南宋に於いては、既に抽解を経た商品には一州内或いは二州内の過税徴収を禁止しているのは、これ亦北宋一徴過税原則の残存形態であろう。

三、一州一徴過税制度の実態

前章に於いて、北宋の過税は一州一徴を原則としていた事を考察したが、此の過税原則は実際にはどのような方法で貫かれる仕組になつていたのか。その制度の実態をまとめてみよう。説明の便宜上、数州内を一貫して通過する商品の始発地から販売地に至るまでの過税徴収状態を例にとる。

流通商品が既に課税済みかどうかを証明するのは、商税徴収済証明書としての機能をも果す商税公抛の役割で、公抛はその発行地の商税納入済を証明するのみならず、他州に入つた時にはその地の納税済をも券面に記載するものであるから到着地に至る迄有用である。従つて商人は先づ始発地に於いて、その州の過税を納入し公抛を手合せねばならぬ。公抛を発行するのは主として州治商稅務であるが、県鎮の商稅務でも地理上から発行する必要があり且つ発行していたものと思われる。宋会要食貨二四鹽法雜錄元祐六年二月六日の条に

提舉河北塩稅司請、自今許令商賈以所販鹽於有監官處（註）所屬場務輸納稅錢、出給小引、量所賣處人戶多寡給日限、般運赴無監官鎮市、從便出賣。從之。

とあるのは、官売より通商となつた鹽の商税徴収方法を述べたものであるが、此れは他の商品の商税徴収方法に倣つて、

始發地の監官の居る商稅務に過稅を含めた商稅を納入し商稅公抛を受取つた事を示す。監官の居ない小さな鎮などでは公抛は發行しなかつたのである。監官の居る商稅務とはどの程度の大きさのものかはつきりしないが、県以上の商稅務が普通ではないかと思われる。宋会要食貨三〇茶法雜錄元豐二年四月二十八日の条にも

又言、(提舉成都府等路茶場司) 洋州西鄉縣茶、舊與熙河秦鳳路蕃漢爲市。而商人私販、南入巴達州、東北入金州永興軍鳳翔府。官未置場以前、於州界仙遊少府鷄雄歸仁洋口等鎮鋪差牙校、編欄抄發、指州縣輸稅。

とあつて、その州の過稅を納入せず従つて公抛をも持たずして他州に出ようとした商人を、州境に於いて阻止摘發し「指州縣輸稅」させた事を述べている。これらの記事から見ると、商人が始發州に於いてその州の公抛を入手するのは県以上の商稅務に於いてではないかと思われる。県は恐らく州から委託され、州の監督を受けて公抛を發行するものであろう。このようにして、商人は始發州の公抛を入手し、それによつて州境を越えても良いという許可とその州内では二度と過稅を課されぬ權利を獲得するのである。苦し脱稅を図ろうとすれば、州境での厳しい檢察を抜けねばならぬし、無事越境したとしても、宋会要食貨一七商稅雜錄天禧五年九月の条に、

免夔州買銀稅錢。先是本州買上供銀。舊例商人齎銀入城者、每兩稅錢四百五十文足。如無隣州公引即倍稅之。以是商人罕復販鬻而所買殊少。

とて、「如無隣州公引即倍稅之」とあるように、隣州の脱稅した分を徵收される事になる。此の倍稅が隣州の過稅と夔州の過稅とを合計した二倍の過稅であるなら、元來隣州の過稅を脱稅しているのであるから、徵收されても元々であり、脱稅失敗しても損得無しで大した事は無いと思われるが、どうも此の倍稅は脱稅した隣州過稅分の倍稅であり、夔州の過稅を合わせると三倍になるのでは無いかと思われる。宋会要職官二七都商稅院至道元年十月の条に

詔都商稅院、每客旅將雜物香藥執地頭引者、不問一年上下、只作有引稅二十錢。無引者稅七十五錢。

とあつて、無引税が有引税の三倍以上に達しているのは、此の間の事情を示しそうである。ともかく夔州や都城は買銀や都城繁栄の政策上、倍税という寛大な脱税措置を取つていたが、普通には脱税には「漏税罰」があり、商品没収と体刑を課されるから脱税は得策では無かつた。しかし、それでもどの州でも有るような普的の商品は州境を越えてしまひさえすれば脱税たる事はわからないから、檢察逃れの間道通行は多かつたものと見え、宋会要方域一二関雜録天聖六年九月の條に、

上封者言、西川往來商旅、有公由者則由劍門經過。無者並自閬州往來。蓋自利州入陶州由葭萌寨、並有私路入川。乞令葭萌寨依劍州置關、委本寨使臣驗認公憑放行往來。從之。

とあるように、無公抛間道通行の記事が見え、北宋末から南宋にかけての商人の間道通行とそれに対処する官側の「竊節發引」⁽¹⁷⁾小稅務設置との原初的關係が窺える。要するに數州を通過せんとする商人は、原則的には先づ始發州の州治或いは具治稅務に於いて持參商品額に対応するその州の過税を納入し、引替に公抛を受取り、途次州境稅務或いは檢察所の驗認を経て隣州に入るのである。

途次の州境内に入つた商人は、州境の稅務或いは檢察所に於いて公抛と商品の驗認を受け、通過を認められると、直ちに州治或いは過税を徵收する具鎮稅務に直行してその州の過税を納入し、持つていた公抛に「批引」を受ける。此の間に關報組織が働き脱税を防ぐ。かくして、通過商品の過税は州治或いは要衝具鎮過税徵收稅務に集中して徵收される事となり、商稅統計で見出したように、州治稅務或いは要衝具鎮稅務の商稅額が他具鎮を圧して多額となる。此の通過州の過税徵收狀態に就いては、管見の限りでは直接史料が少いので詳細に描写し難く、特に宋会要食貨一七商稅雜録天禧元年十一月の記事に、

駕部員外郎張紳言、泛海客旅於潤州及往程州軍兩次納稅錢。必恐輿販少利。乞下兩浙轉運司、如行船不經沿路地分、

只納一處稅錢。從之。

とあるに至つては、何故それ等の州を通過する商品に対して一州内二度も過税を徴収していたのか考証し難い。先述の様に抽解は関係ないから、思うに此れ等の州に於いては、水路が広大な為め、州境の稅務或いは檢察所から州治に商船を直行させ同時に關報しても、その間に脱稅の余地が多々あるので、一州内諸稅務間相互の連絡完備による一徵過稅徵收操作が整わず、重要交通路線上に位置する県鎮稅務と州治稅務とが夫々獨立して、南宋に見られる如く、別個に過稅を重複徵收する状態にあつたのではないかとも見られるが、詳細は疑問である。要するに通過州内では州境の稅務或いは檢察所に於いて、前州の公拋と商品を對稱驗認され、その後は關報組織に見張られつつ、多くは州治稅務に赴いてその州の過稅を納入し公拋の批引を受けたのであり、間々州治稅務で徵收し難い場合には、州境或いは要衝縣鎮稅務でもその州の過稅を徵收し公拋を批引したのである。

州境の稅務では通過商品を檢察するに止め、その過稅は州治まで商品が移動した際に徵收するという過稅徵收操作は、一徵過稅を州治或いは要衝縣鎮の稅務に集中するには不可欠のものであるが、それには整備された關報組織を必要とする。此の關報組織内にあつて、過稅を徵收し或いは公拋を發行する業務を州治稅務から委託された要衝縣鎮稅務は、他の住稅を主とする縣鎮稅務に比して特別に過稅の多い稅務であるから、州治稅務と合わせて過稅務と称されても良いものであらう。北宋の一徵体制下に於いては、普通の縣鎮以下稅務は大部分住稅中心の住稅務で、過稅務は州治や要衝縣鎮稅務に限定されていた。ところが北宋末から南宋になつて、個別稅務單位の過稅徵收が行われるようになると、住稅務であつたものまで併せて過稅務の權限を得て重複過稅が徵收されるようになる。例えば、北宋時代に於いては太平州の蕪湖縣は過稅務であり采石鎮は住稅務であつたが、南宋では兩者共過稅務となつているような現象である。宋会要食貨一八商稅雜錄淳熙十四年八月十三日の條に、

淮西總領趙汝誼言、……(中略)……又額外增置場務。初以収各州土產物貨住稅爲額。而馴致収客旅往來之稅。如潭州之橋口隆興府之樵舍江州之湖口和州之施團⁽¹⁸⁾之類是也。行旅之人受重征苛取之苦。

とあるのは、新置の住稅務でさえもが過稅務に展開して行つた過程を示すものである。此の過稅徵收權限の拡大が更に甚しくなると、此れ等の県鎮以下稅務から更に派出されて、僅かな交通路線の要衝にまで過稅徵收・公拋發行の爲めの出張所が乱設される。此れが南宋の「筭節引所」或いは「筭節」引所と称されるものである。筭節引は、それが一徵過稅原則に立つて爲されるならば、従来間道を行つていた商人の過稅徵收には有効であるが、一徵原則も關報組織も乱れた南宋にあつては、重複過稅の弊害を極めて甚だしくしたに過ぎず、南宋安定期に至つて重複過稅が廢除されて来ると、公拋入手の便宜から筭節引が商人から歡迎された場合も僅かながらあつただけである。

さて數州を通過して来た商人は、目的地とした州に到着すると、その州境県鎮稅務或いは檢察所で檢認を受け、州治で販売する予定の場合には、州治稅務に於いてその州の過稅と住稅とを徵收される事となる。又、州治のみならず沿路県鎮で販売する予定である場合には、その州境県鎮稅務で直ちに過稅を徵收され公拋に批引を受ける。第二章で掲げた開封府生鉄器商稅記事がその中心史料である。到着地でも過稅徵收の際に参考となるのは出發地の公拋で、宋会要職官二七都商稅院大中祥符三年五月の記事に、

詔商稅院、並依版榜例收稅。仍取脚地引看驗、如無引、每千收稅三倍。

とあつて、明きらかに他州から入つて来た商品で公拋を持たぬ場合には、通過州の過稅を脱稅したものと見て、普通稅⁽¹⁹⁾の四倍を徵收している。又、同書同項至道元年十月の条にも、

詔都商稅院、每客旅將雜物香藥執地頭引者、不問一年上下、只作有引稅二十錢。無引者、稅七十五錢。

とあつて、出發地の公拋を持たない場合には普通稅の四倍近くを徵收している。

以上、数州を通過する商品の過税徴収の実状に就いて略述したが、要するに、商人は公抛によつて一徴過税を納入した事を証明され、諸税務は関報組織と税務間の過税集中操作とによつて、一徴過税原則を過税徴収の現場に於いて実現するを得たのである。長引制度は此れ等の諸州税務の事務手続を簡単にし、過税見銭を都城に集中し、過税額を州治税務或いは要衝県鎮税務に集中するだけで、此の基本的実態には変りはない。

数州を通過する商品の過税の外に、一州内を始発地としてその州内のみを移動する商品の過税が考えられる。結論を先に言えば、過税務が州治や要衝県鎮に制限されていた北宋時代に於いては、些細な州内流通商品の過税はさまで徴収が嚴格でなく、商品が過税務を通過しない限り過税は徴収されなかつたものと考えられる。その理由としては、第一に、州内の避地たる郷村地帯にては「販夫販婦細碎交易」は過税も住税も全く徴収されぬ事実があり、第二に、広南の墟市では過税は徴収されずして住税のみが取られ、第三に、大部分の県鎮以下小都市税務は「土産物貨住税」を徴収するのみであつた事などが、過税務でない県鎮以下税務で州内移動商品の過税を徴収しなかつた証拠となる。過税務たる州治や要衝県鎮税務でも、その州内生産品の入城販売に際して、住税と併せて過税を徴収していたとは考え難く、むしろ住税のみを徴収していたと考えた方が妥当ではないかと思われる。しかし、州内生産品でも、それが過税務のある都市を通過する場合には過税を徴収されたかも知れず、宋会要食貨一七商稅雜錄天聖二年九月五日の条に、

三司請、自今應緣聘禮物色匹帛、除本州縣使用即免納稅、出他境及經由商稅處、即依例收稅。

とある聘禮の取扱を参考とすると、本州内で生産された商品は、普通には住税だけで良いが、州境を出たり過税務を通過する場合には過税を徴収されたものと解さざるを得ない。

結 語

北宋の一州一徵過税制度の実態を見ると、一州一徵の原則を立てたのは中央集権国家たる北宋朝の政策であり、その原則を実現し得た主要体制は、一州を単位としてどの方向から商品が入つて来ても、一州内の特定過税務のどれかが一度だけ過税を徴収し得るように整えた一州内諸税務間の連絡操作に力点があつたと言えよう。此のような一州内過税徴収体制から見ると、宋会要商税統計に現われた北宋の商税額は過税・住税の面でその性格を明瞭にさせる。即ち、過税の大部分は一徵原則と州治中心徴収操作とによつて、州治税務或いは要衝税務に徴収されるものであり、過税の僅かな部分が、商品始発地たる県治税務の公拋発行や到着州第一県鎮税務の公拋発行等によつて、一般県鎮税務に於いて徴収されるに過ぎないのである。要衝ならざる県鎮以下税務の税額は住税のみと見ても差支えない位である。過税と密接な関連を有する通行税として、一州内移動商品に就いては「津渡銭」があり、商税雑税に関係深いものとして「力勝銭」等のものがあり、それ等は過税とからまつて重複通行税の弊害を加重する事を忘れてはならない。

— 終 —

註

- (1) 加藤繁氏「宋代商税考」(支那經濟史考証下)
- (2) 梅原郁氏「宋代商税制度補説」(東洋史研究第十八卷第四号)
- (3) 加藤繁氏「宋代商税考」
- (4) 青山定雄氏「唐五代の關津と商税」(横浜大学論叢第二卷第三号)
- (5) 梅原郁氏「宋代商税制度補説」
- (6) 第二章掲載の宋会要食貨一七商税雜錄天聖七年正月の記事等参照。
- (7) 「若山於率界県鎮貨売」とあるを訂正。

- (8) 公抛には公驗公引公憑憑由など種々の別称がある。
- (9) 「客人執在京等貨務」とあるを訂正。
- (10) 「借路不泗真楊等州稅錢」とあるを訂正。
- (11) 「到蘆州」とあるを訂正。
- (12) 「真楊州高郵軍楚河宿州」とあるを訂正。
- (13) 「正収錢稅」とあるを訂正。
- (14) 宋会要職官四四市舶司隆興元年十二月十三日の記事。慶元条法事類卷第三十六商稅勅既庫勅内の一記事など参照。
- (15) 長編卷四百五十五元祐六年二月乙未の記事には会要の「監官」が「塩官」とあるのは訂正を要す。
- (16) 「有公平者」とあるを訂正。
事等々参照。
- (17) 宋会要食貨一七商稅雜錄政和八年八月十七日の記事・同紹興三十二年三月二十五日の記事・同書食貨一八淳熙五年八月十九日の記事等々参照。
- (18) 「施団以類是也」とあるを訂正。
- (19) 倍の用法に就いては日野開三郎氏「倍と分」(純真女子短期大学紀要)

The *Kuo-Shui*(過稅) system of *Northern Sung* (宋)

by T. YUKI

In the period of *Sung Dynasty*, the commercial taxes mainly consisted of the *Kuo-Sui* as toll and the *Chu-Shui* (住稅) as consumption tax. The collecting-places of *Chu-Shui* were established in the cities and those of *Kuo-Shui* in cities or traffic centres. The former studies have considered that it was enough for *Chu-Shui* to be paid once for all in the cities, while *Kuo-Shui*, on the other hand, must have been paid as many times as to pass through the toll-gates. In consideration of the fact that ten and more toll-gates were set up only in one among over four hundreds provinces of *Northern Sung Empire*, it seems that the circulation of commodities must have been greatly hindered by the frequent collections of tolls. Such a heavy burden of tolls has been considered hitherto as a matter of course under the despotism, and so came not into question at all.

I cleared here in hand of detailed materials that the *Kuo-Shui* of *Northern Sung* in fact was not so heavy, but collected in principle only once in a province.